

## 経営形態見直しに関する主な意見

### 1 議論における視点

三田市民病院が地域の中核・急性期病院としての公立病院を維持するため有効な経営形態を検討する必要があり、中長期的にも地域中核的な病院を目指して病院改革を遂行する必要がある。

### 2 検討対象となる経営形態

- ① 地方独立行政法人（非公務員型）
- ② 指定管理者制度
- ③ 民間譲渡

### 3 これまでの主な意見

- 新公立病院改革ガイドラインにある4つの視点を十分議論し、医師の確保や若返りを図るため、経営形態の見直しや再編・統合について考えていく必要がある。
- 現状の300床・同等機能のままで経営を続けていくのであれば、地方公営企業法全部適用の経営形態での経営改善は限界に来ていると思う。
- 新公立病院改革ガイドラインでは、『経営形態のあり方』として4つの経営形態があがっているが、現在、地方公営企業法全部適用であることから、見直すとなると地方独立行政法人化・指定管理者制度・民間譲渡となる。しかしながら、民間譲渡は今回の議論の対象ではないと考えるので地方独立行政法人化と指定管理者制度の2つが検討対象であると考えます。
- 単体の施設が地方独立行政法人化するのであれば、運営に携わる職員が変わらないので大きな効果は期待出来ない。再編・統合を行い指定管理者制度の導入をする場合などは、民間的手法が導入されることにより、診療体制を高めるなど大きな効果が期待できる。
- 兵庫県下で再編・統合や経営形態の見直しを行ったことによって、経営が非常に上手くいっているという事例をよく聞くので、この方向に大きなずれはないと思う。
- 地方独立行政法人は設置者が運営に関して一定の経費を負担するが、それ以外は設置者と別の法人格をもつ地方独立行政法人が責任を持つことになる。また、指定管理者制度の場合は設置者が一定の指定管理料を負担するが、それ以外は受任者である指定管理者がその経営の中で運営していくというのが大きな効果であると考えます。